

参考資料

目次

・今後の検討方向について	1
・都市政策の課題と今後の検討方向(イメージ)	2
・検討に当たっての軸のイメージ	3
・民間主体によるまちづくりの取組み	4
・都市のインフラの整備水準	7
・市街地整備の状況	8
・都市整備の質的拡充	9
・公共施設の維持管理	10
・都市のインフラ・施設の課題の例	11
・情報通信技術の発展	18
・都市の緑地	19
・都市の防災対策	20
・都市の評価	23
・都市開発の海外展開	26
・(株)海外交通・都市開発事業支援機構の創設	27
・わが国が先行する課題	28

我が国の都市が目指すべき方向性・・・多極ネットワーク型のコンパクトシティの形成

そのために、まとまった居住、都市施設の適切な立地、公共交通の充実を推進

我が国の都市が直面する大きな転機

- ・行政を取り巻く財政等の制約条件は厳しさを増し、行政主体のまちづくりに限界。
- ・蓄積したストックは老朽化し、人口減少により需要は低下。ICT等の新たなテクノロジーが都市活動の高度化を推進。
- ・海外からの投資や企業立地を呼び込むとともに、都市システムを海外に展開。

検討①: 都市機能の維持・増進のために「民」が担う「公」のあり方

- ・今まで以上に民間の資金やノウハウをまちづくりに取り入れる方策が求められている。
- ・他方、民が担う仕事の範囲や条件、行政との関係等の整理が必要。

⇒ 民間主体がエリアマネジメント等を通じて都市機能の維持・増進を図る場合の役割分担やルール、人材の育成等について検討

検討②: 柔軟性やスピード感、既存ストックの活用や整理合理化を踏まえた都市機能の更新の新たなあり方

- ・切迫した防災対策や民間投資の機を逃さない都市整備のために、柔軟でスピード感のある手法が必要。
- ・他方、今後の人口減少に対応しながら、インフラや施設の計画・整備・更新や整理合理化を進めることが求められる。

⇒ 柔軟でスピード感のあるインフラや施設、市街地の整備等の手法、既存ストックの利活用、整理合理化を進める手法について検討

検討③: グローバルな視点も取り入れた都市の現状や制度・政策の評価のあり方

- ・都市の整備等に充てる資源が限られ、従来以上に施策の成果が問われる中、施策の評価を分かりやすい形で行うことが求められる。
- ・他方、海外との都市間競争が進む中、グローバルな視点でわが国の都市の弱みと強みを踏まえた政策展開が必要。

⇒ 都市政策に関する評価・説明の手法について検討するとともに、わが国の都市の強みを活かす方策について検討

都市政策の課題と今後の検討方向(イメージ)

検討①: 都市機能の維持・増進のために「民」が担う「公」のあり方

検討②: 柔軟性やスピード感、既存ストックの活用や整理合理化を踏まえた都市機能の更新の新たなあり方

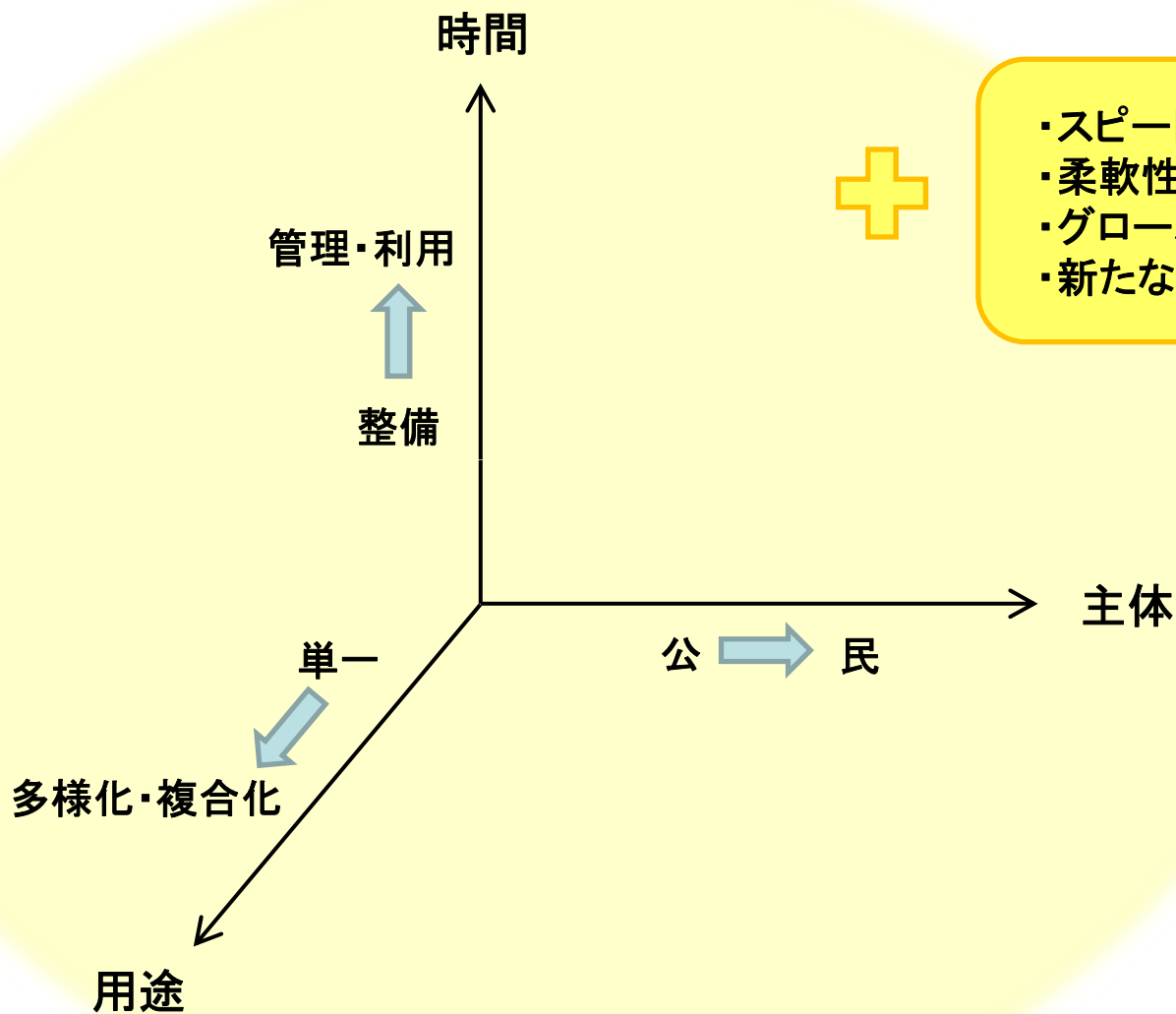
検討③: グローバルな視点も取り入れた都市の現状や制度・政策の評価のあり方

	主に大都市都心部	主に地方都市・大都市郊外部	
防災・安全	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">都市再生安全確保計画制度</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">津波防災地域づくり法</div> </div>		<p>A 安全な都市づくり(施策例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政・住民・企業が一体となった防災体制づくり ① ・避難地・避難路の整備 ①② ・老朽化した市街地の更新 ①② ・地下街など脆弱な部分の防災・安全対策 ①② ・迅速な復興事業の手法 ② ・防災対策に関する知見の展開 ③
人口減少・高齢化への対応	<div style="border: 1px dashed orange; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 都市計画法による土地利用規制 都市施設の整備・管理 市街地の面的整備 民間都市開発事業 公共交通の充実・維持 </div>		<p>B コンパクトシティの推進(施策例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティの維持・活性化 ① ・インフラ等の整備や維持管理への民間の活用 ① ・ストックの有効活用と整理合理化 ①② ・市街地の縮退への対応 ② ・人口減少・高齢化の中でのまちづくりの知見の展開 ③
成長・活力	<p>C</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">(特定)都市再生緊急整備地域制度</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 今回の都市再生法改正案 (立地適正化計画) </div> <p>D</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">都市再生整備計画制度</div>	<p>C 大都市の国際競争力の強化(施策例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者による都市開発の推進 ①② ・エリアマネジメントによる魅力向上 ① ・国際ビジネスパーソンへの居住環境の向上 ①② ・既存ストックを活用した都市機能向上 ② ・海外企業の立地促進 ③ ・シティセールス ③
環境・緑・景観	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">景観法</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">エコまち法</div>		<p>D 地方都市の活性化と賑わいの創出(施策例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エリアマネジメントによる魅力向上 ① ・都市型産業の振興 ① ・観光まちづくり ①② ・中心市街地の活性化 ①② ・地方都市の優位性の国内外への周知 ③ <p>E 良好な都市環境の創出(施策例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民と連携した緑地の保全、良好な景観づくり ①② ・都市の省エネルギー対策の推進 ①② ・エコシティの海外展開 ③

※実際には都市政策の課題と施策内容は複雑に関連しているが、議論用として単純化したイメージで作成

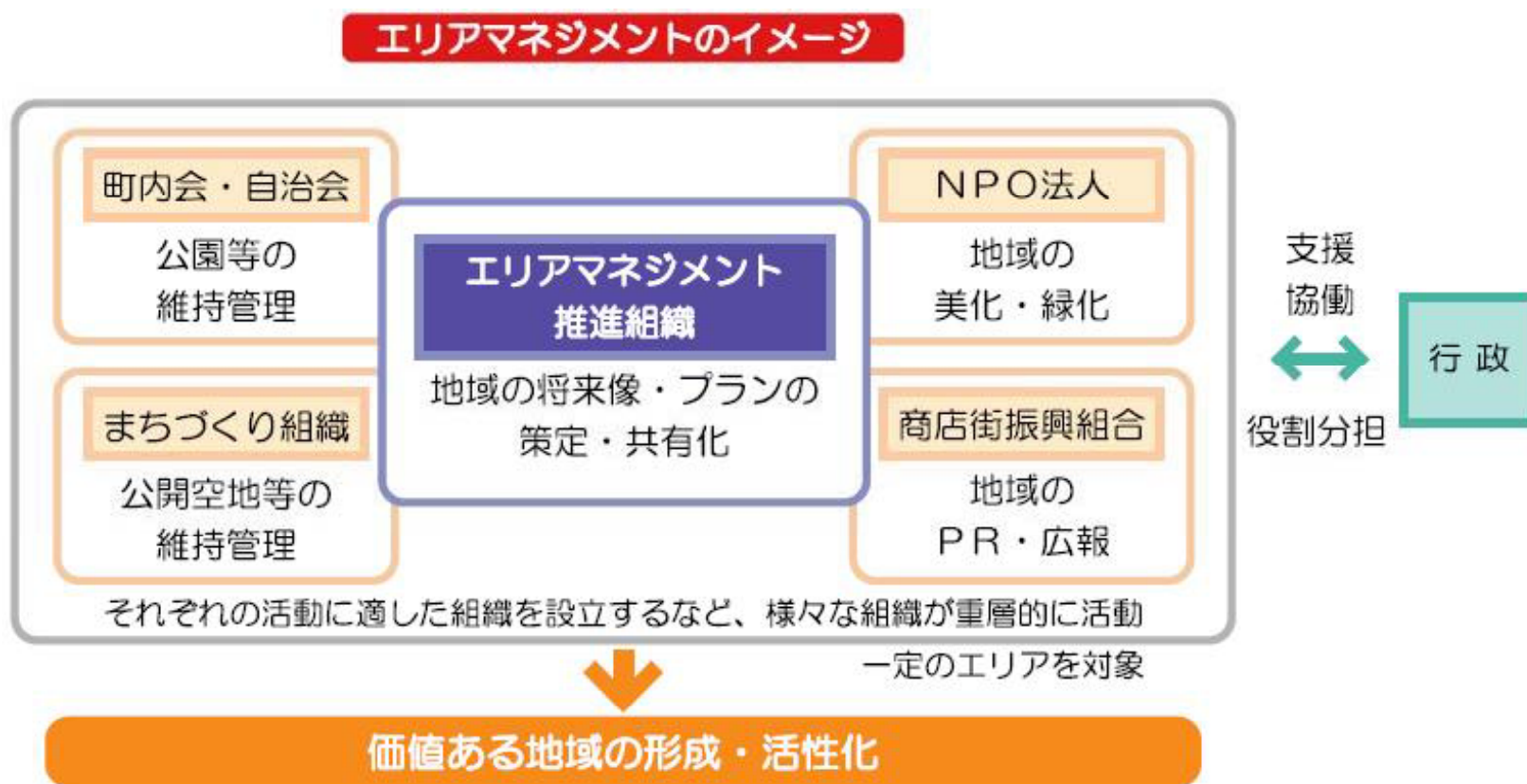
検討に当たっての軸のイメージ

これからの都市のインフラ・施設、エリアのあり方の検討に当たっての軸のイメージ



- エリアマネジメントとは、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業者・地権者等による主体的な取り組み。
- 行政が行ってきたまちづくりの仕事の一部を担わせる場合には、主体のあり方、行政との役割分担、能力向上策などに課題。

※「良好な環境や地域の価値の維持・向上」の例としては、快適で魅力に富む環境の創出や美しい街並みの形成、人をひきつけるブランド力の形成や安心・安全な地域づくり等が含まれる。



エリアマネジメントの取組み内容

i) エリア全体の環境に関する活動	①地域の将来像・プランの策定・共有化	地域の将来像・プランの策定 等
	②街並みの規制・誘導	街並みに関するルール of 策定・運用 等
ii) 共有物・公物等の管理に関する活動	③共有物等の維持管理	集会所等の共有施設の維持管理 等
	④公物(公園等)の維持管理	公益施設、公園、河川敷等の管理 等
iii) 居住環境や地域の活性化に関する活動	⑤地域の防犯性の維持・向上	防犯灯・防犯カメラの設置 等
	⑥地域の快適性の維持・向上	地域の美化活動の推進 等
	⑦地域のPR・広報	HP、広報誌等による情報発信 等
	⑧地域経済の活性化	地域の名産等の創出・生産 等
	⑨空家・空地等の活用促進	空家等の修繕・あっせん 等
	⑩地球環境問題への配慮	河川・里山等の自然的要素の整備・管理 等
iv) サービス提供、コミュニティ形成等のソフトの活動	⑪生活のルールづくり	ゴミ出し等に関するルールの策定 等
	⑫地域の利便性の維持・向上、生活支援サービス等の提供	配食等高齢者等への支援サービスの提供 等
	⑬コミュニティ形成	運動会等の地域の交流機会の創出 等

(出典)「エリアマネジメント推進マニュアル」国土交通省土地・水資源局土地政策課(平成20年3月)

民間主体によるまちづくりの取組み～エリアマネジメント③～

【博多市天神地区の取組みの事例 ～We Love 天神協議会～】

○天神地区の企業、団体、住民、行政など多様な活動主体が共に手を携えるまちづくりを推進し、人に優しい安全で快適な環境の形成、地区の価値・集客力の向上、地方経済の活性化及び生活文化の創造などを目的として設立。

○社会実験「天神ピクニック」での歩専化やオープンカフェ等の取組みをはじめ、清掃活動や防犯パトロール、ベビーカー貸出、天神ガイドウォーカー等の魅力向上のためのサービス実施、交通や景観等のまちづくりの検討を行っている。

1. 事業目的

「歩いて楽しいまち」、「心地よく快適に過ごせるまち」、「持続的に発展するまち」の実現に向けた、まちづくり活動の推進

2. 設立時期

平成18年

3. 組織形態

任意団体
※別途 一般社団法人
を平成22年に設立

4. 実施事業

- ・放置自転車対策及び自転車駐輪
- ・走行モラルマナー啓発活動
- ・公共空間の管理及びマネジメント事業
- ・歩行者専用道路及びオープンカフェの運営
- ・来街者サービス(天神案内人等)
- ・防災及び防犯活動・清掃活動 等

5. 参加団体

西日本鉄道(株)、新天町商店街商業協同組合、(株)岩田屋三越、(株)博多大丸、(株)イムズ、福岡地下街開発(株)、ソラリアステージ商店会、天神コア名店会、(株)ダイエーショッパーズ福岡店、オーナーズ・ビル管理(有)、東京建物(株)九州支店、(株)パルコ福岡店、(株)福岡銀行、(株)西日本新聞社、NTT都市開発(株)九州支店、九州電力(株) 等(参加団体計108社)

(平成26年2月現在)

(出典)・「エリアマネジメント組織名簿」

丸の内地球環境倶楽部 環境まちづくりサロン(平成23年3月)

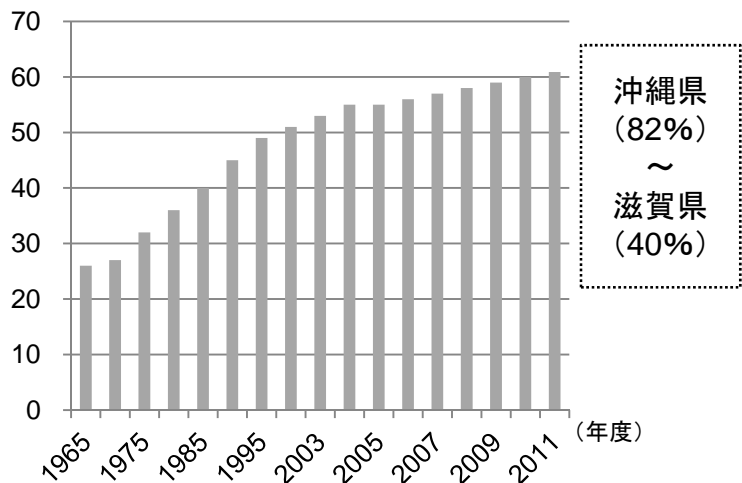
・We Love 天神協議会 Webサイト



都市のインフラの整備水準

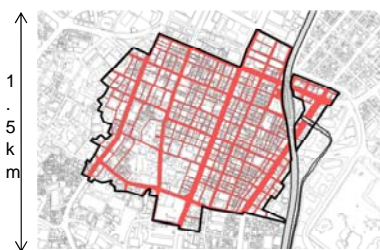
○これまでのインフラ整備により、地域差はあるものの、都市には相当程度のインフラが備わっている。

都市計画道路整備率(%)



虎ノ門エリア
(震災復興区画整理地区)
道路率: 約35%

2.2km



震災復興事業地区は道路率が高く、街区規模は小さい

大丸有地区
道路率: 約31%

1.6km

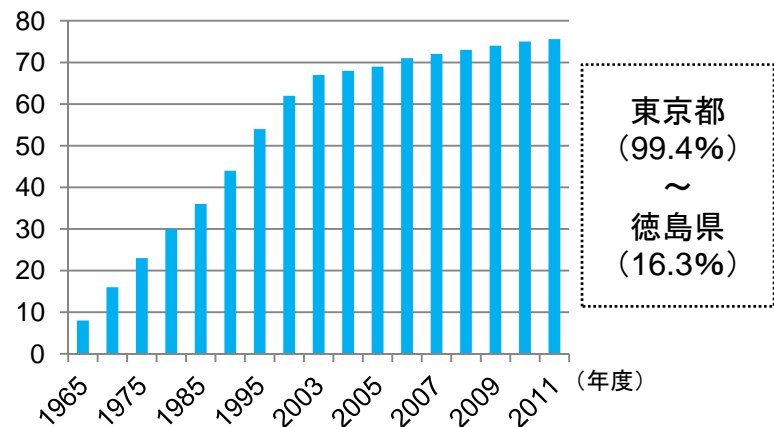


New York マンハッタン
道路率: 約28%

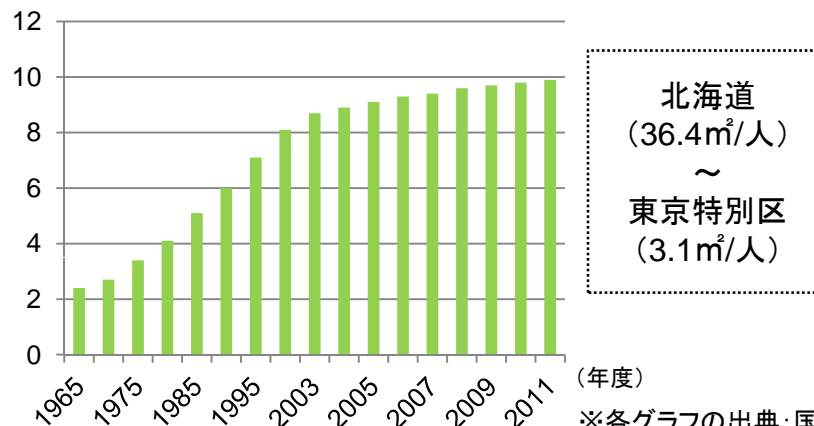
2.5km



下水道処理人口普及率(%)



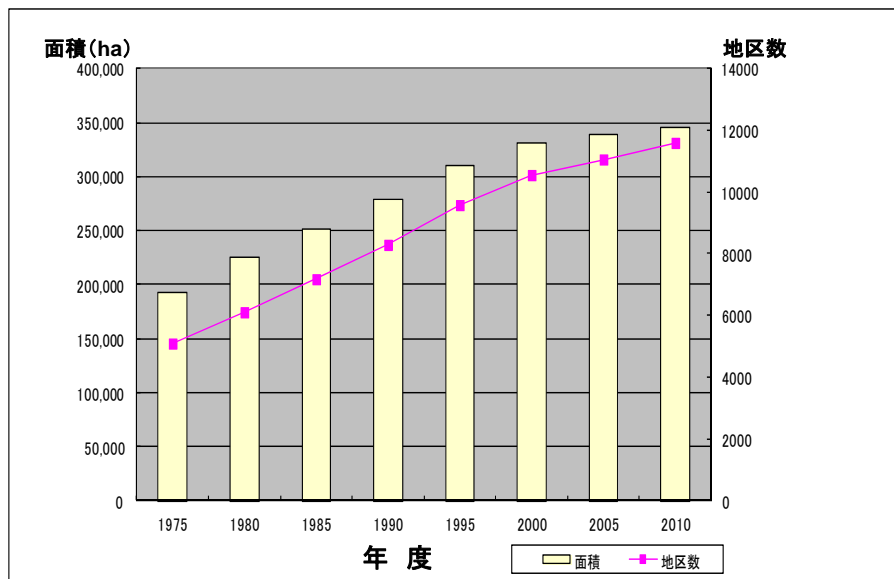
一人当たり都市公園等面積(m²/人)



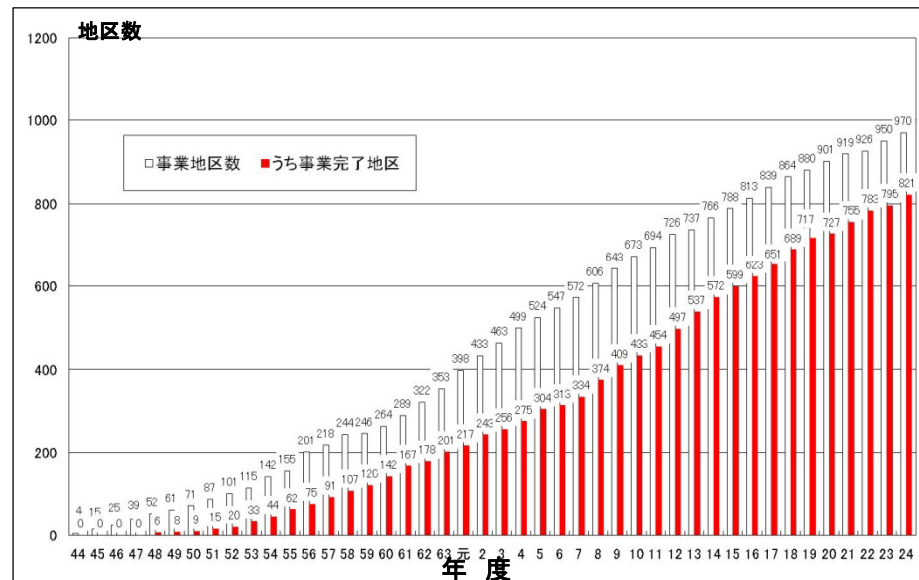
※各グラフの出典: 国土交通白書

○これまで土地区画整理事業や市街地再開発事業により市街地の整備を着実に実施。

土地区画整理事業の実施地区数・面積の推移（累計）



市街地再開発事業の実施地区数の推移（累計）



全国の市街地の約3割相当の面積を整備

- ・全国で約37万ヘクタールの土地区画整理事業に着手
- ・全国で約1,400ヘクタールの市街地再開発事業に着手
- ・全国で約3万戸の都市型住宅を市街地再開発事業により供給

全国の都市計画道路の約1/4相当を整備

- ・全国で約11,500kmの都市計画道路を土地区画整理事業により整備
- ・市街地再開発事業による道路等の公共施設の整備率は従前比約2倍（過去10年間、施行地区平均）

全国の住区基幹公園※の約1/2相当を整備

全国で約1.5万ヘクタールの公園を土地区画整理事業により整備
 ※街区公園、近隣公園、地区公園

全国の主要駅の駅前広場※の約1/3相当を整備

全国で約960箇所の駅前広場を土地区画整理事業により整備
 ※供用されている駅前広場（都市計画施設）

○公共施設の整備から都市機能の維持・向上のための整備へ拡充。

地方都市リノベーション事業(都市再生整備計画事業)の対象

基幹事業	対象施設等
地方都市リノベーション推進施設(必須事業)	医療施設、社会福祉施設 子育て支援施設、教育文化施設、商業施設
生活拠点施設	医療施設、商業施設、地域交流センター
道路	
公園	
古都及び緑地保全事業	
河川	
下水道	
駐車場有効利用システム	
地域生活基盤施設	緑地、広場、駐車場(共同駐車場含む)、自転車駐車場 荷物共同集配施設、公開空地(屋内空間も含む)、情報板 地域防災施設、人工地盤等
高質空間形成施設	緑化施設等、電線類地下埋設施設、電柱電線類移設 地域冷暖房施設、歩行支援施設・障害者誘導施設等
高次都市施設	地域交流センター、観光交流センター まちおこしセンター、子育て世代活動支援センター 複合交通センター
既存建造物活用事業	
土地区画整理事業	
市街地再開発事業	
住宅街区整備事業	
バリアフリー環境整備促進事業	
優良建築物等整備事業	
住宅市街地総合整備事業	
街なみ環境整備事業	
住宅地区改良事業等	
都心共同住宅供給事業	
公営住宅等整備	公営住宅、地域優良賃貸住宅
都市再生住宅等整備	
防災街区整備事業	

地方都市リノベーション推進施設

対象施設	施設名
医療施設	特定機能病院
	地域医療支援病院
	病院・診療所
	調剤を実施する薬局
社会福祉施設	老人福祉センター
	老人介護支援センター
	老人デイサービスセンター
	地域包括支援センター
	障害者支援施設
子育て支援施設	母子福祉センター
	保育所
	認定こども園
教育文化施設	認可外保育施設
	幼稚園
	小学校
	中学校
	高等学校
	中等教育学校
	特別支援学校
	大学
	高等専門学校
	図書館
博物館・美術館	
商業施設	以下の要件を満たす施設(風営法第2条各項に規定する施設でないこと)
	・周辺に同種施設がないこと
	・市町村が必要と判断したこと
	・多数の者が出入りし利用することが想定されること

○国や地方公共団体、その他民間企業等が管理するあらゆるインフラを対象に、「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、国や地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進。

- 個別施設毎の長寿命化計画を核として、メンテナンスサイクルを構築
- メンテナンスサイクルの実行や体制の構築等により、トータルコストを縮減・平準化
- 産学官の連携により、新技術を開発・メンテナンス産業を育成

1. 目指すべき姿

○安全で強靱なインフラシステムの構築

- メンテナンス技術の基盤強化、新技術の開発・導入を通じ、厳しい地形、多様な気象条件、度重なる大規模災害等の脆弱性に対応
- 【目標】老朽化に起因する重要インフラの重大事故ゼロ（2030年）等

○総合的・一体的なインフラマネジメントの実現

- 人材の確保も含めた包括的なインフラマネジメントにより、インフラ機能を適正化・維持し、効率的に持続可能で活力ある未来を実現
- 【目標】適切な点検・修繕等により行動計画で対象とした全ての施設の健全性を確保（2020年頃）等

○メンテナンス産業によるインフラビジネスの競争力強化

- 今後のインフラビジネスの柱となるメンテナンス産業で、世界のフロントランナーの地位を獲得
- 【目標】点検・補修等のセンサー・ロボット等の世界市場の3割を獲得（2030年）

2. 基本的な考え方

○インフラ機能の確実かつ効率的な確保

- メンテナンスサイクルの構築や多段階の対策により、安全・安心を確保
- 予防保全型維持管理の導入、必要性の低い施設の統廃合等によりトータルコストを縮減・平準化し、インフラ投資の持続可能性を確保

○メンテナンス産業の育成

- 産学官連携の下、新技術の開発・積極公開により民間開発を活性化させ、世界の最先端へ誘導

○多様な施策・主体との連携

- 防災・減災対策等との連携により、維持管理・更新を効率化
- 政府・産学界・地域社会の相互連携を強化し、限られた予算や人材で安全性や利便性を維持・向上

3. 計画の策定内容

○インフラ長寿命化計画（行動計画）

- 計画的な点検や修繕等の取組を実施する必要性が認められる全てのインフラでメンテナンスサイクルを構築・継続・発展させるための取組の方針（対象施設の現状と課題／維持管理・更新コストの見通し／必要施策に係る取組の方向性 等）

○個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）

- 施設毎のメンテナンスサイクルの実施計画（対策の優先順位の考え方／個別施設の状態等／対策内容と時期／対策費用 等）

4. 必要施策の方向性

点検・診断	定期的な点検による劣化・損傷の程度や原因の把握 等
修繕・更新	優先順位に基づく効率的かつ効果的な修繕・更新の実施 等
基準類の整備	施設の特性を踏まえたマニュアル等の整備、新たな知見の反映 等
情報基盤の整備と活用	電子化された維持管理情報の収集・蓄積、予防的な対策等への利活用 等
新技術の開発・導入	ICT、センサー、ロボット、非破壊検査、補修・補強、新材料等に関する技術等の開発・積極的な活用 等
予算管理	新技術の活用やインフラ機能の適正化による維持管理・更新コストの縮減、平準化 等
体制の構築	[国]技術等の支援体制の構築、資格・研修制度の充実 [地方公共団体等]維持管理・更新部門への人員の適正配置、国の支援制度等の積極的な活用 [民間企業]入札契約制度の改善 等
法令等の整備	基準類の体系的な整備 等

5. その他

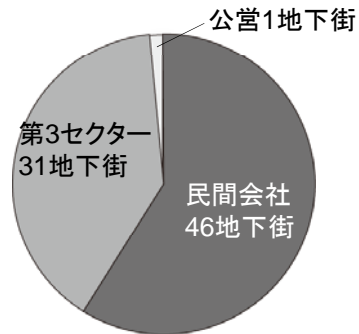
- 戦略的なインフラの維持管理・更新に向けた産学官の役割の明示
- 計画のフォローアップの実施

○多くの利用者が通行する地下街の設備の老朽化等が進んでおり、施設の適正な管理や安全対策を計画的かつ着実に推進することが必要。

- ・地下街の多くは民間会社によって運営されている。
- ・全国の拠点駅等周辺に78箇所あり、多くの通行者が利用している。

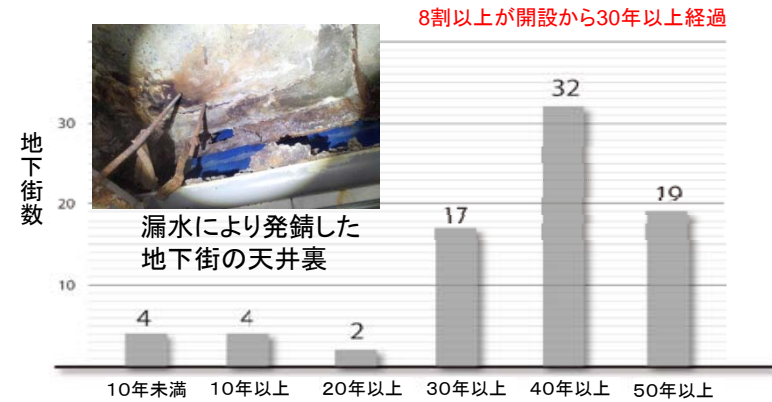
- ・8割以上の地下街が開設から30年以上経過している。
- ・耐震診断を実施している地下街は、約半数となっている。

地下街の運営形態



H25.3 国土交通省都市局調べ

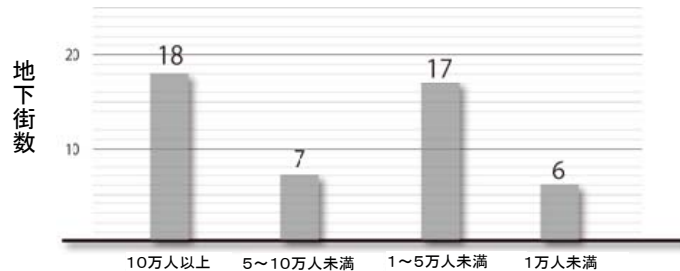
地下街の開設経過年別



H25.3 国土交通省都市局調べ

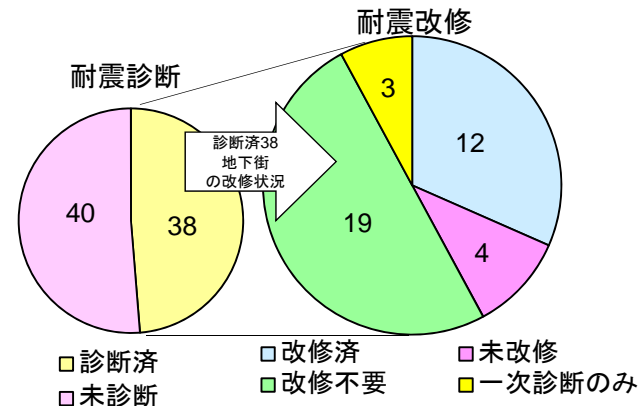
地下街の来街者数

来街者数10万人以上の地下街が18あり、40万人以上の地下街もある。



H25.3 国土交通省都市局調べ

耐震診断・耐震改修の実施状況



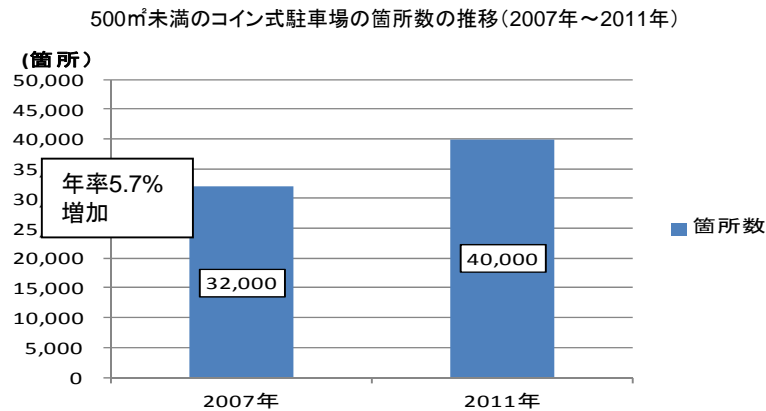
〔※一次診断：耐震計算、改修検討などは行っていない予備的な診断〕

H26.2 国土交通省都市局調べ

○「歩いて暮らせるまちづくり」の実現等に向けて、駐車場は量の確保から、質的充実、配置コントロール、安全確保等のマネジメントへ転換。

- ・暫定的な土地活用等として、小規模駐車場の立地が増加。
- ・駐車場の出入口付近等において、自動車と歩行者の交錯により事故の危険や渋滞が発生。街並みの景観形成にも影響。

- ・歩行者空間のフリンジ部に、附置義務駐車施設等を集約するための駐車場を予め設置し、民間駐車場を誘導。



(出典) コイン式自動車駐車場市場に関する実態分析調査
調査地: 札幌、仙台、東京、神奈川、埼玉、千葉、名古屋、京都、大阪、兵庫、広島、四国、福岡
(平成24年7月 一般社団法人 日本パーキングビジネス協会)



ぽっぽ町田パーキング

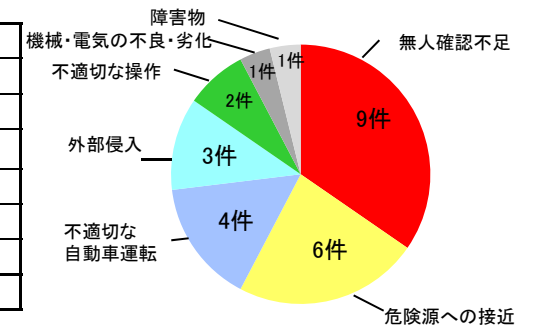
- ・機械式立体駐車場では、操作において「無人確認不足」等による死亡事故等が多く発生。

機械式立体駐車場における一般利用者等の死亡・重傷事故件数の推移

H19年度	1 (0)
H20年度	5 (1)
H21年度	2 (1)
H22年度	5 (1)
H23年度	2 (1)
H24年度	8 (4)
H25年度(4～2月)	3 (2)
合計	26(10)

※ 括弧内は死亡事故件数

死亡・重傷事故の主な発生要因



駐車場への出入りに伴う自動車と歩行者の交錯



不連続な街並み景観

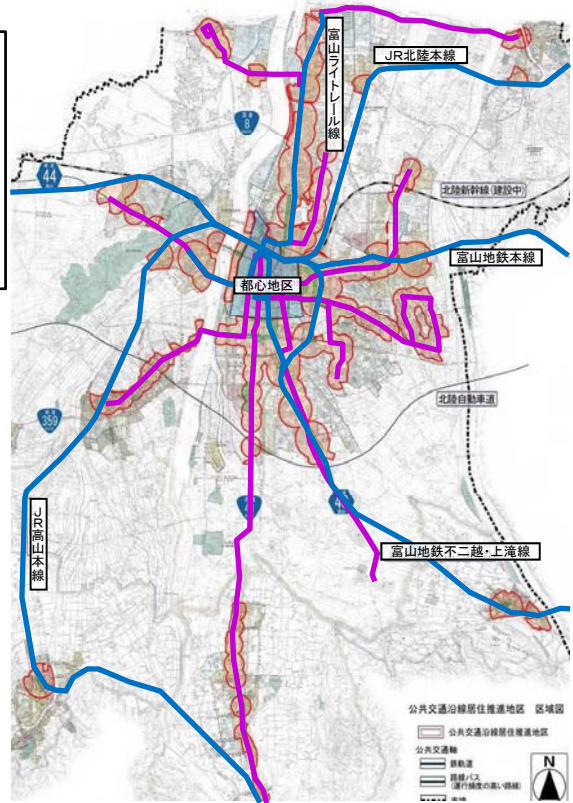
○都市内の円滑な移動を確保し、適切な施設立地を誘導するためには、都市構造や土地利用と整合した公共交通の路線設定やバス停留所の位置等を決めるなど交通マネジメントが必要。

- ・交通は、交通施設の空間整備だけではなく、路線の設定やサービス水準、停留所の位置、待合空間等の多様な機能等から成り立っている。
- ・これらと都市構造や沿線の土地利用なども含めた総合的な交通マネジメントが必要である。

【公共交通の路線設定と沿線の土地利用等のマネジメント】
(富山市)

凡例

- 鉄軌道
- バス路線 (高頻度路線)
- 公共交通沿線居住地区



※公共交通沿線居住地区

■ 路線

- ・鉄軌道全て
- ・頻度の高いバス路線 (1日概ね60本以上(往復))

■ エリア

- ・用途地域内における駅勢圏、バス停留 (圏域)
- 鉄軌道駅圏は500m
- バス停留圏は300m

【バス停と沿線の施設立地が連携した事例】



百貨店内のバス待合スペース (岩手県北上市)



コンビニ内のバス待合スペース (神奈川県横浜市)



中津江村交流促進センター(大分県日田市)

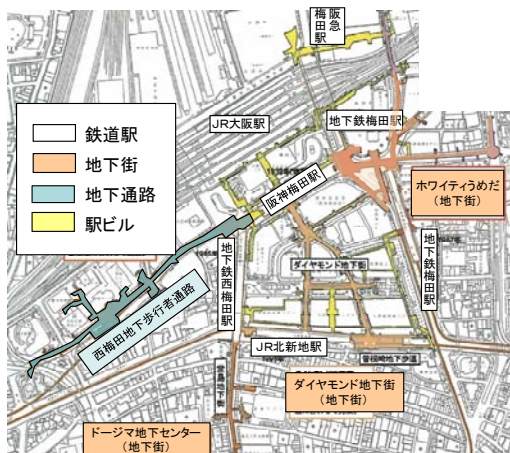


○都市の機能の向上を図るため、公共が所有する空間だけでなく民間が所有する空間も活用しながら一体的に機能を確保していくことが必要。

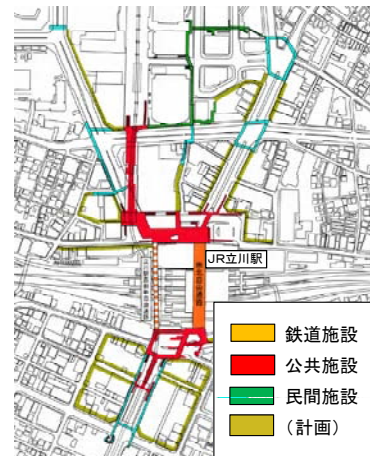
【公共所有の空間と民間所有の空間とが一体的に機能を確保】

○一体的な歩行ネットワークを形成

大阪駅周辺では、民間管理の地下街が駅や地下歩道を連結し、地下の歩行者ネットワークを形成



立川駅周辺では、鉄道事業者の自由通路や公共・民間のデッキにより、歩行者ネットワークを形成



○一体的な歩行空間を形成

横浜元町商店街



●民間が所有する空間を歩行空間として活用するための既存制度について

- ・立体都市計画制度 (都市計画法11条等)
- ・地区計画制度 (都市計画法12条等)
- ・都市再生歩行者経路協定 (都市再生特別措置法45条等)
- ・道路外利便施設協定 (道路法48条等)

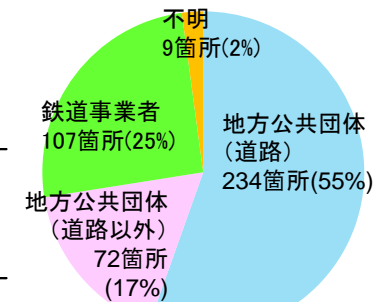
【民間所有の空間について、安全性等が所有者まかせとなっている】

○鉄道駅の自由通路には、協定なしで管理を鉄道事業者に委ねている施設や、条例等による管理がされていない施設が存在

- ・鉄道事業者
 - 協定あり 34カ所
 - 協定なし 73カ所
- ・地方公共団体(道路以外)
 - 条例等管理 46カ所
 - 条例なし 26カ所

自由通路の管理(N=422)

対象:乗降客3000人/日以上



平成18年度、23年度 都市局調査

○民地に塀や自動販売機、広告看板が設置され、また駐車スペースとしても活用され、一体的な歩行空間になっていない

市ヶ谷駅周辺



明治通り



○既存の公共施設の統廃合や再編といった手法も用いながら、都市機能の向上を図る例が見られる。

【大街区化による事例】京橋二丁目西地区第一種市街地再開発事業（東京都中央区）

事業概要

- ✓ 施行面積：約 1.0ha
- ✓ 施行期間：平成23～28年度（予定）
- ✓ 施行者：
京橋二丁目西地区市街地再開発組合

事業の特徴

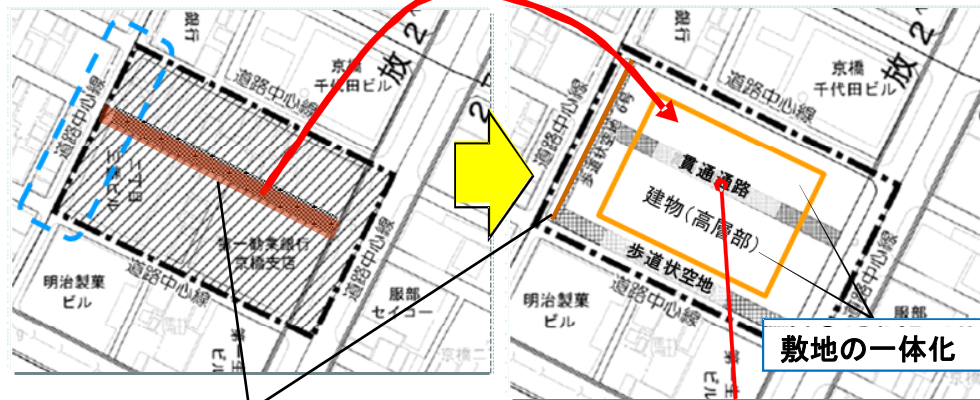
- ✓ 道路で分断された街区を一体化し、土地の有効高度利用を促進
- ✓ 地区内を貫通する道路は、一部を外周道路へ付け替え、残りの部分は区の観光拠点施設（施設建築物の床）に置き換える
- ✓ 地区施設の通路の配置や壁面後退により、歩行者通行機能を確保

整備状況

従前

廃道して権利床に置換え
→区の観光拠点施設を設置

従後



公共施設の付替え(一部)

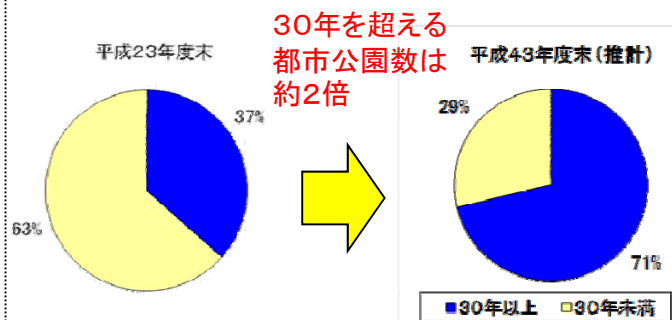
地区施設(貫通通路)として歩行者通行機能確保

敷地の一体化



○供用中の都市公園のうち設置から30年以上経過したものが現時点で約4割を占め、20年後には約7割に達するなど老朽化が進行。

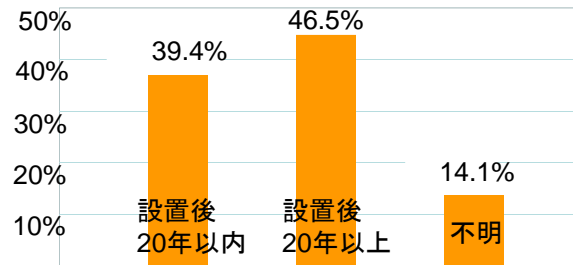
都市公園の設置経過年数



老朽化した公園施設(例)

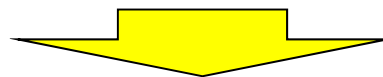
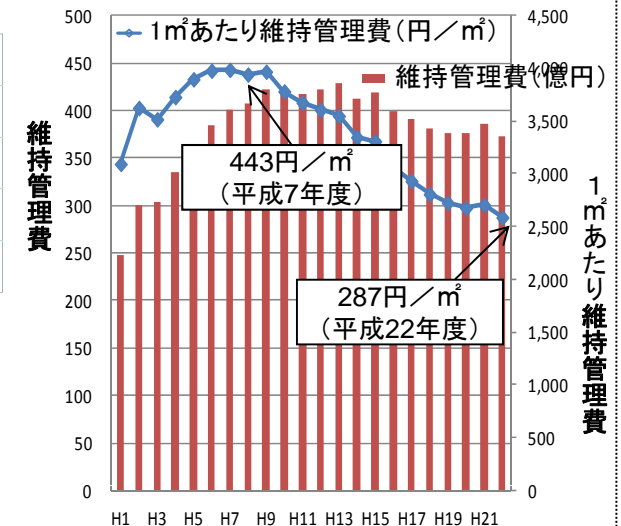


都市公園等における遊具の設置経過年数



社会的にも公園施設における事故への対応が注目。

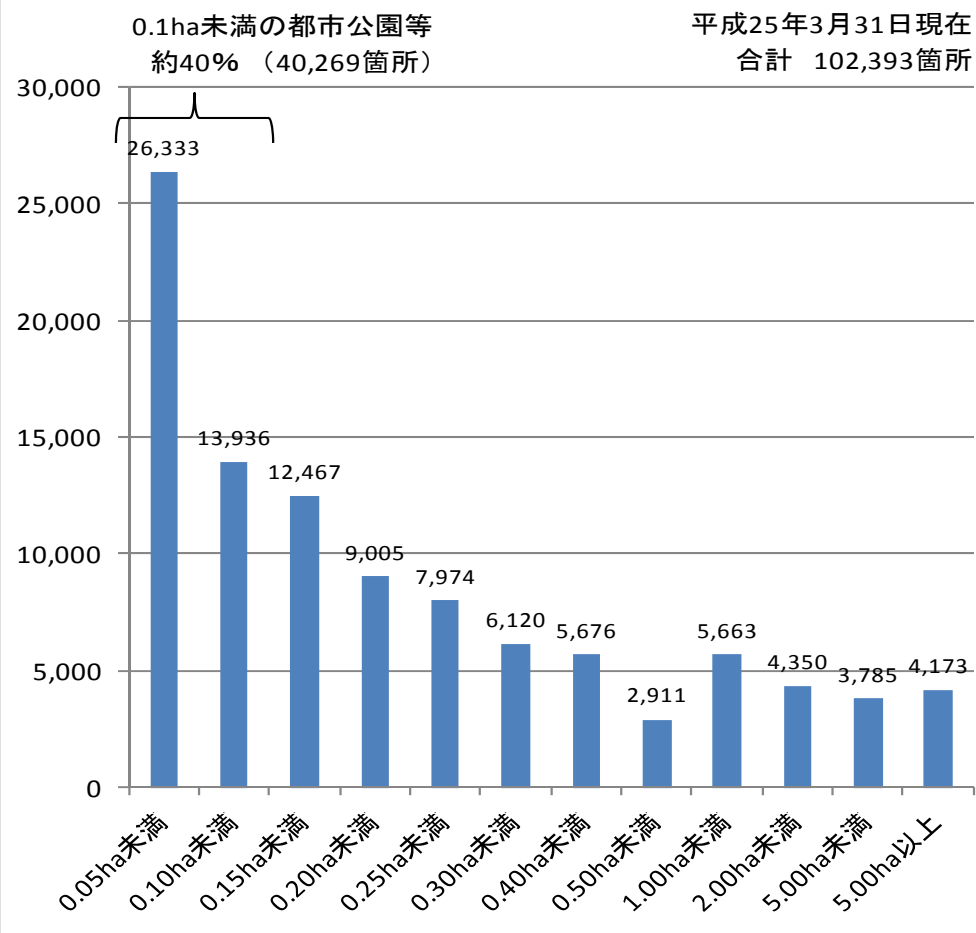
公園維持管理費の推移



- 公園管理者にとって点検・修繕の負担が増大。ライフサイクルコストの縮減等が急務
- 公園の施設は多種多様であり、また自治体毎、公園毎に大きく異なることから、全国統一的な規準によりその全てを調査・点検することは技術的にもコスト的にも現実的に困難。公園管理者毎に個々の事情に応じた対策を講ずることが必要。

○地域ニーズに応じた公共サービスの適正化、管理費の削減等のため、小規模な都市公園の再整備、再編を行っている地方公共団体がある。

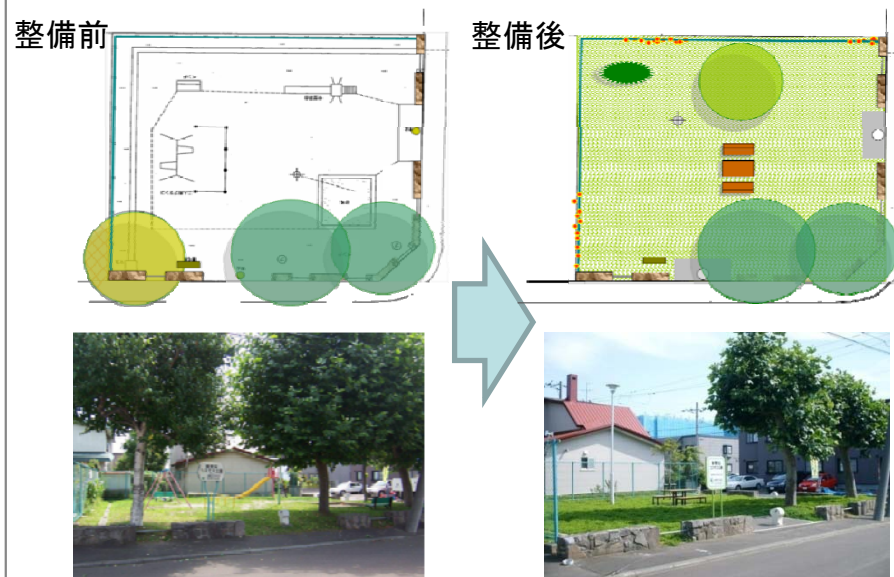
面積区分毎の都市公園等箇所数



●小規模な都市公園の再整備、再編の例

【札幌市】

小規模な都市公園において、利用が減少し老朽化している遊具を撤去し跡地に広場を整備する、地域ニーズに応じた都市公園の再整備を実施。



【北九州市】

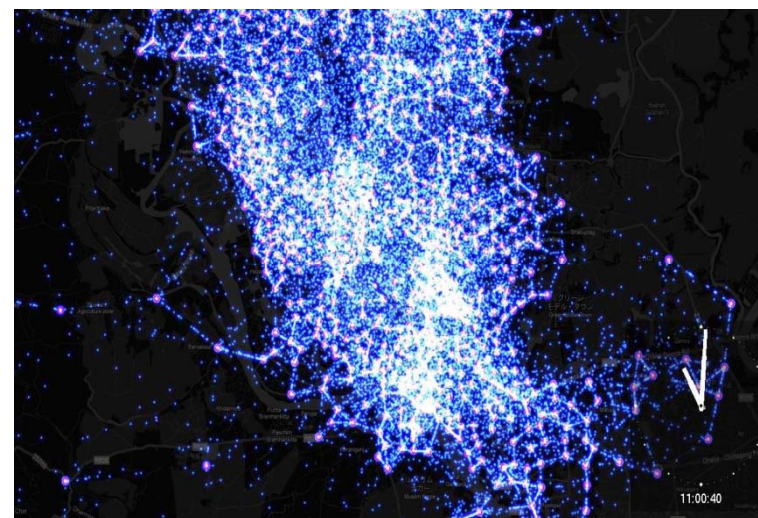
地域住民の都市公園の拡張要望に応じ、遊休市有地等に都市公園を整備するとともに、当該公園周辺の小規模な都市公園を廃止し、都市公園の再編を実施。

○情報の収集・処理・蓄積能力の向上、世の中に流通しているデータ量の増大など、情報通信技術の発展を受けて、様々な取り組みが可能になりつつある。

インターネットから店舗営業時間を取得し、歓楽街の賑わいを可視化した事例

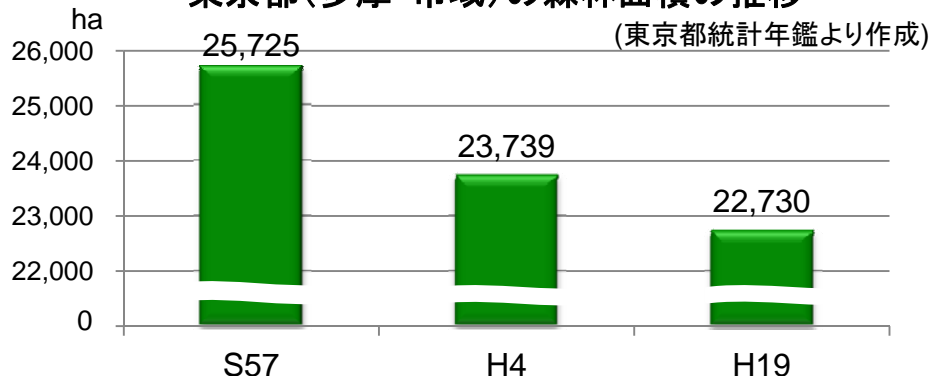


GPS情報から人の移動状況を可視化した事例(ダッカ市)



○都市内の緑地面積は減少傾向にあるものの、緑地の買い取りをはじめとした様々な保全施策を講じることで、減少傾向に歯止めをかけている都市もある。

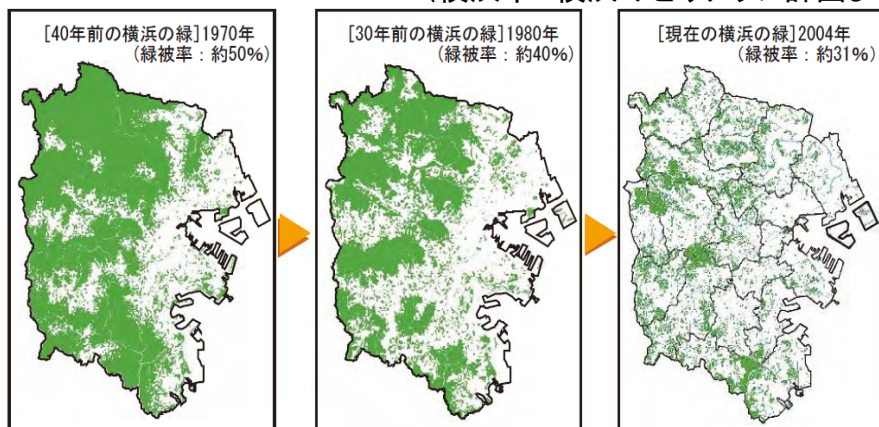
東京都(多摩・市域)の森林面積の推移



東京都の多摩地域の市域における森林面積は、1982 (S57)から2007 (H19)の25年間で約3,000ha減少した。

横浜市の緑の推移

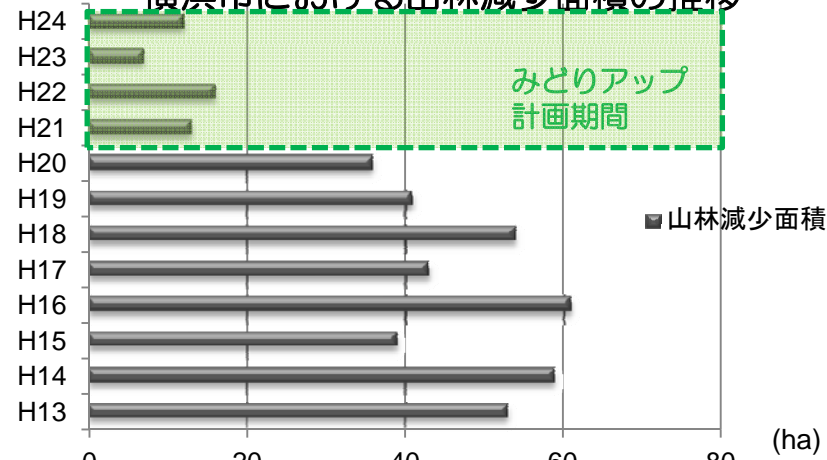
(横浜市 横浜みどりアップ計画より)



横浜市の緑は、都市化の進展に伴い、1970年に約50%であった緑被率が、2004年には約31%となるなど、多くの緑が失われてきた。

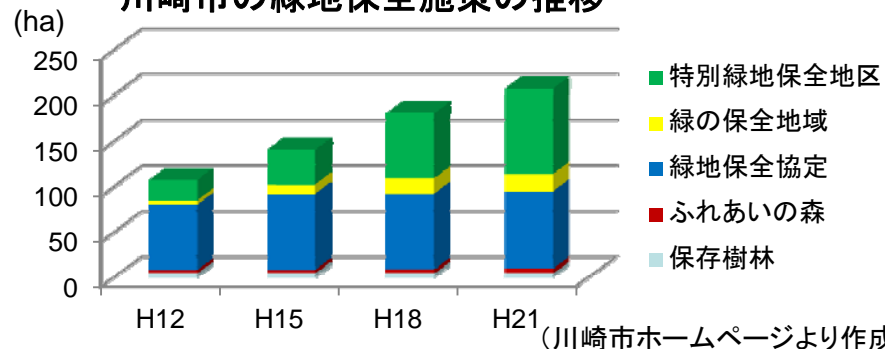
(横浜市 横浜みどりアップ計画より)

横浜市における山林減少面積の推移



横浜市では、平成21年度から「横浜みどりアップ計画」に基づき、様々な緑地保全施策による保全のための指定を進めるとともに、「横浜みどり税」を活用して土地の買い取りに対応することで、山林面積の減少が鈍化。

川崎市の緑地保全施策の推移



川崎市では、様々な緑地保全施策を講じるとともに、特別緑地保全地区に指定された緑地を優先的に公共で買取を行っている。

関東大震災(1923年)

- ・死者：約14万人（火災が9割）
- ・全半壊：約25万戸
- ・焼失市街地：約3,500ha(約44%)



被災後の様子(東京都京橋)

阪神・淡路大震災(1995年)

- ・死者：約6,400人（倒壊8割）
- ・全半壊：約21万戸
- ・焼失市街地：約7,500戸
- ・建物倒壊による道路閉塞



被災後の様子(神戸市)

東日本大震災(2011年)

- ・死者：約1.9万人（津波9割）
- ・全半壊：約40万戸
- ・帰宅困難者：約515万人（首都圏）
- ・広範囲で液状化・滑動崩落被害



被災後の様子(気仙沼市)

首都直下地震(被害想定※)

- ・死者：最大約2.3万人（火災7割、倒壊3割）
- ・要救助者：最大約7.2万人（揺れによる建物被害）
- ・全壊・焼失：最大約61万棟
（火災7割、揺れ3割）
- ・帰宅困難者：最大約800万人
- ・避難者：最大約720万人
（発災2週間後、うち避難所4割）
- ・被害額：約96兆円

➡ 密集市街地の改善、迅速な復興まちづくり、帰宅困難者等の避難対策などが主な課題

南海トラフ地震(被害想定※)

- ・死者：最大約32.3万人（津波7割、倒壊3割）
- ・要救助者：最大約34万人（揺れ9割、津波1割）
- ・全壊・焼失：最大約239万棟
（揺れ6割、火災3割、津波6%他）
- ・帰宅困難者：最大約380万人（京阪神7割、中京3割）
- ・避難者：最大約950万人
（発災1週間後、うち避難所5割）
- ・被害額：約220兆円

➡ 津波からの避難対策、迅速な復興まちづくりなどが主な課題

※出典：「首都直下地震の被害想定と対策について(中央防災会議首都直下地震対策検討WG)」(平成25年12月19日)、「南海トラフ巨大地震の被害想定について(第一次報告)(中央防災会議南海トラフ巨大地震対策検討WG)」(平成24年8月29日)において想定する被害が最大となるケース

都市の防災対策 ～大規模災害を想定した現状と課題～

1. 密集市街地の改善整備

全国に地震時等に著しく危険な密集市街地が計約6,000ha存在。（平成32年までに概ね解消することが目標）



東京都の例
1,683ha



密集市街地
(墨田区京島)

【主な取組み】

- 避難地・避難路の整備
- 建物の不燃化促進
- 市街地の面的整備
- 都市公園の整備・活用



公有地の活用など柔軟な手法を用いた密集市街地対策の推進が課題

2. 宅地の防災対策

東日本大震災では、関東や東北の広範囲で、宅地盛土の崩壊や擁壁の損壊、液状化などの宅地被害が発生。



液状化
(浦安市舞浜)



宅地の滑動崩落
(仙台市青葉区)

【主な取組み】

- 大規模盛土造成地の滑動崩落防止対策
- 宅地の液状化防止対策



宅地の安全性に係る技術基準の整備や宅地関連情報の開示が課題

3. 都市の拠点となる地域での防災対策

都心部の主要駅周辺や地下街等においては、多数の避難者や帰宅困難者の発生が想定され、安全確保が必要。



東日本大震災における帰宅困難者の様子(新宿)



地下街の避難訓練の様子

【主な取組み】

- 地下街における安全確保
- 主要駅周辺等における安全確保
- エネルギーの面的利用の推進



木造住宅密集地に加え、老朽ビルが密集する都心部の市街地の防災性の向上も課題

4. 避難対策

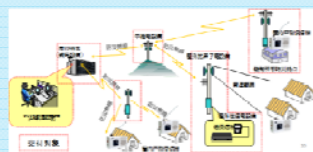
広範囲にわたる建物倒壊、市街地大火、津波などが想定されるため、迅速な避難が不可欠。（例えば、南海トラフ地震では、関東から四国の広範囲に渡って5m以上の高さの津波の襲来が想定される。）



津波避難タワー
(高知県四万十市)



津波防災マップ
(大阪府貝塚市)



防災無線ネットワーク(イメージ)



地域避難訓練
(東京都千代田区)

【主な取組み】

- 避難路・避難場所の整備
- 都市公園の整備・活用
- ハザードマップ作成
- 防災情報通信ネットワークの整備
- 避難訓練
- 備蓄倉庫・耐震性貯水槽の整備

ソフト・ハードを組み合わせた
迅速な避難を可能とする避難誘導の環境整備が課題

5. 復興まちづくり

首都中枢機能が被害を受ける首都直下地震や被害が広範囲に及ぶ南海トラフ地震では、迅速な復興まちづくりが不可欠。



高台移転(宮古市田老地区)



区画整理(女川町中心部地区)



自治体の復興まちづくり計画策定

【主な取組み】

- 復興まちづくり事業
 - ・土地区画整理事業
 - ・防災集団移転促進事業
 - ・被災宅地の復旧など
- 自治体の復興まちづくり計画作成支援

東日本大震災における教訓を踏まえ、早期復興に向けた事前準備・検討を行うことが課題

○国土交通省政策評価基本計画に基づき施策の進捗状況について自己評価を行う政策チェックアップでは、政策目標及び施策目標を立てた上で、それぞれに業績指標を設定。

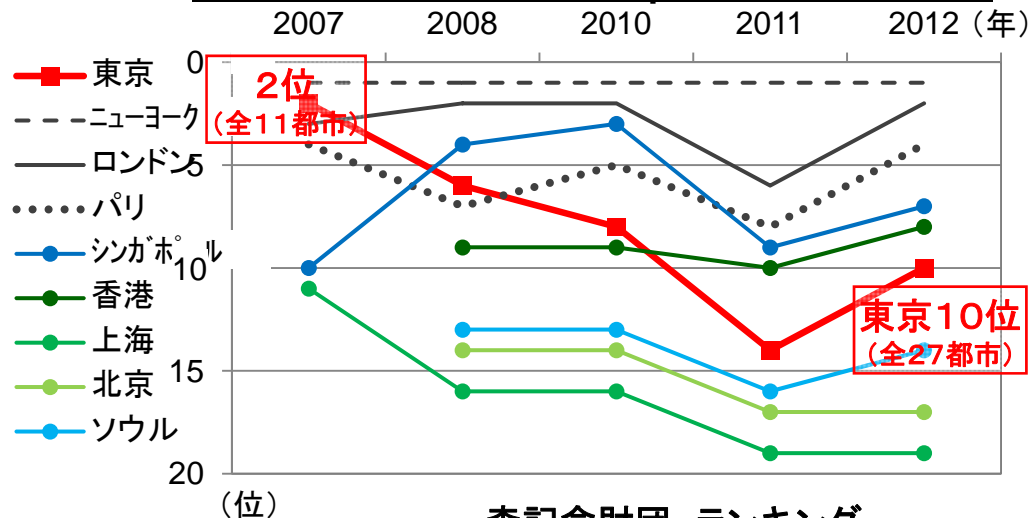
政策目標	
施策目標	業績指標
良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現	
【1】 総合的なバリアフリー化を推進する	1 公共施設等のバリアフリー化率 ⑦園路及び広場、駐車場、便所がバリアフリー化された都市公園の割合 ⑧バリアフリー化された路外駐車場の割合
【2】 良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する	2 歩いていける身近なみどりのネットワークが体系的に整備されている割合 3 1人当たり都市公園等面積 4 都市域における水と緑の公的空間(制度等により持続性が担保されている自然的環境)確保量 5 地方公共団体における公園施設の長寿命化計画策定率
【3】 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の確保、下水道資源の循環を推進する	6 生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定割合
地球環境の保全	
【4】 地球温暖化防止等の環境の保全を行う	7 地区・街区レベルにおける包括的な都市環境対策に取り組んでいる都市数 8 都市公園の整備、公共施設等の緑化等による温室効果ガス吸収量
水害等災害による被害の軽減	
【5】 住宅・市街地の防災性を向上する	9 防災性の向上を目的としたまちづくりのための事業が行われた市街地等の面積 10 一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された大都市の割合 11 地震時等に著しく危険な密集市街地の面積 12 地震時に地すべりや崩壊により甚大な被害が生じる可能性を示す大規模盛土造成地マップを作成・公表すること等により、住民に対して情報提供を実施した地方公共団体の割合

政策目標	
施策目標	業績指標
国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化	
【6】 景観に優れた国土・観光地づくりを推進する	13 景観法に基づく景観重要建造物の指定件数 14 景観計画を策定した市区町村の数 15 歴史的風致維持向上計画の認定を受けた市区町村の数
都市再生・地域再生の推進	
【7】 都市再生・地域再生を推進する	16 都市再生誘発量(基盤整備等により、民間事業者等による投資が可能となった面積の合計) 17 文化・芸術・研究拠点の整備の推進(①筑波研究学園都市における国際会議開催数、②関西文化学術研究都市における立地施設数、③関西文化学術研究都市における外国人研究者数) 18 特定都市再生緊急整備地域において、官民により設置された協議会が作成した整備計画の数 19 民間都市開発の誘発係数(民都機構が関わった案件の総事業費を当該案件の民都機構支援額で除したもの) 20 駐車場法に基づく自動二輪車駐車場供用台数 21 都市機能更新率(市街地再開発事業等により4階建以上の建築物へ更新された宅地面積の割合) 22 物流拠点の整備地区数 23 主要な拠点地域における都市機能集積率の増減率 24 在宅型テレワーカー(ITを活用して、場所と時間を自由に使った柔軟な働き方を週8時間以上する人のうち、自宅を含めてテレワークを行っている人)人口
都市・地域交通等の快適性、利便性の向上	
【8】 都市・地域における総合交通戦略を推進する	25 公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合(①三大都市圏、地方中枢都市圏、③地方都市圏)
【9】 道路交通の円滑化を推進する	26 都市計画道路(幹線街路)の整備率
国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備	
【10】 総合的な国土形成を推進する	27 大都市圏の整備推進に関する指標(①都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数(首都圏)、②琵琶湖への流入負荷量(化学的酸素要求量))

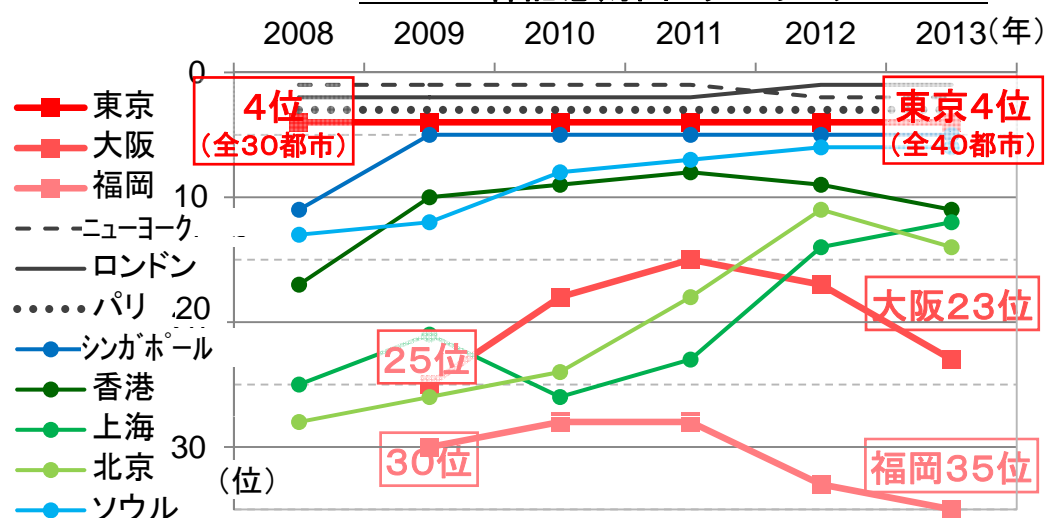
都市の評価 ～世界の都市ランキング～

○ 世界の都市のランキング推移を見ると、アジアの都市が急激に伸びる一方、我が国の都市は順位後退も見られる。

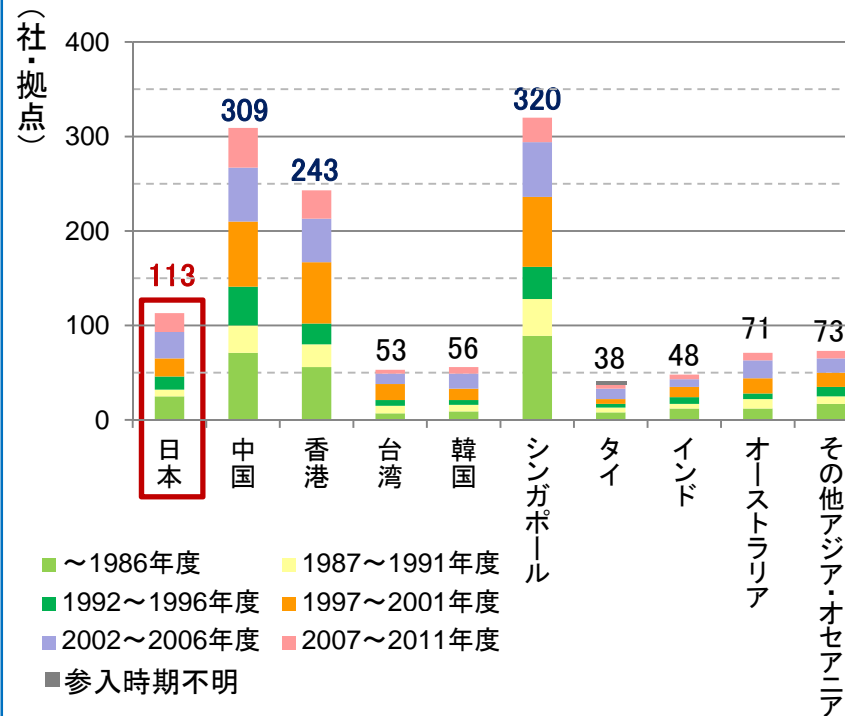
Pricewaterhouse Coopers ランキング



森記念財団 ランキング



外資系企業のアジア・オセアニア地域統括拠点数



※ 調査対象は、日本に進出しており、かつ、外国投資家が株式又は持分の3分の1超を所有している等の条件を満たす企業。

(出典) 経済産業省 「第46回 外資系企業の動向(平成24年外資系企業動向調査)」

(出典)Pricewaterhouse Coopers「Cities of Opportunity」、森記念財団「Global Power City Index」
 ※ PwCの2007年～2010年は個別要素の数値のみが発表されているため、総合順位は国土交通省都市局にて各数値を合計。

Pricewaterhouse Coopers
「Cities of Opportunity」(2012年)

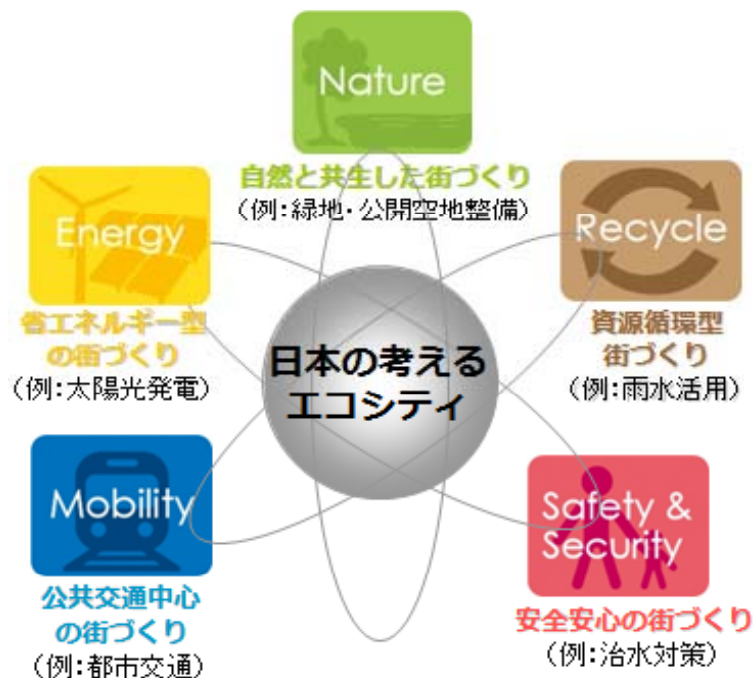
評価項目
知的資本・イノベーション
技術の成熟度
交通・インフラ
健康・安全・治安
持続可能性と自然環境
経済的影響力
ビジネスのしやすさ
産業・生活のコスト
人口構成・住みやすさ
ゲートウェイ機能

出典:Pricewaterhouse Coopers
「Cities of Opportunity 世界の都市力比較2012」

森記念財団
「世界の都市総合カランキング」(2013年)

評価項目	
経済	市場の規模、市場の魅力、 経済集積、人的集積、 ビジネス環境、法規制・リスク
研究・開発	研究集積、研究環境、研究開発成果
文化・交流	交流・文化発信力、集客資源、 集客施設、受入環境、交流実績
居住	就業環境、居住コスト、安全・安心、 生活環境、生活利便性
環境	エコロジー、汚染状況、自然環境
交通・アクセス	国際交通ネットワーク、 国際交通インフラキャパシティ、 都市内交通サービス、交通利便性

出典:森記念財団
「Global Power City Index 世界の都市総合カランキング YEAR BOOK2013」



TODを支える都市交通システムを提案



我が国の先進技術・ノウハウ等を統合した都市開発のコンセプトを相手国へ提案

(現在の推進内容)

- ・我が国の技術や規格・ノウハウ等を国際社会へ発信・提案
- ・新興国の都市開発プロジェクトに対する我が国民間コンソーシアムによるアプローチを支援
- ・TOD(公共交通指向型開発)の考え方を軸としたエコシティの展開等を推進

※TOD(Transit Oriented Development)とは、公共交通機関に基盤を置き、過度に自動車に依存しない社会を目指した都市開発。

交通・都市開発の分野で、海外市場に飛び込む事業者を支援。

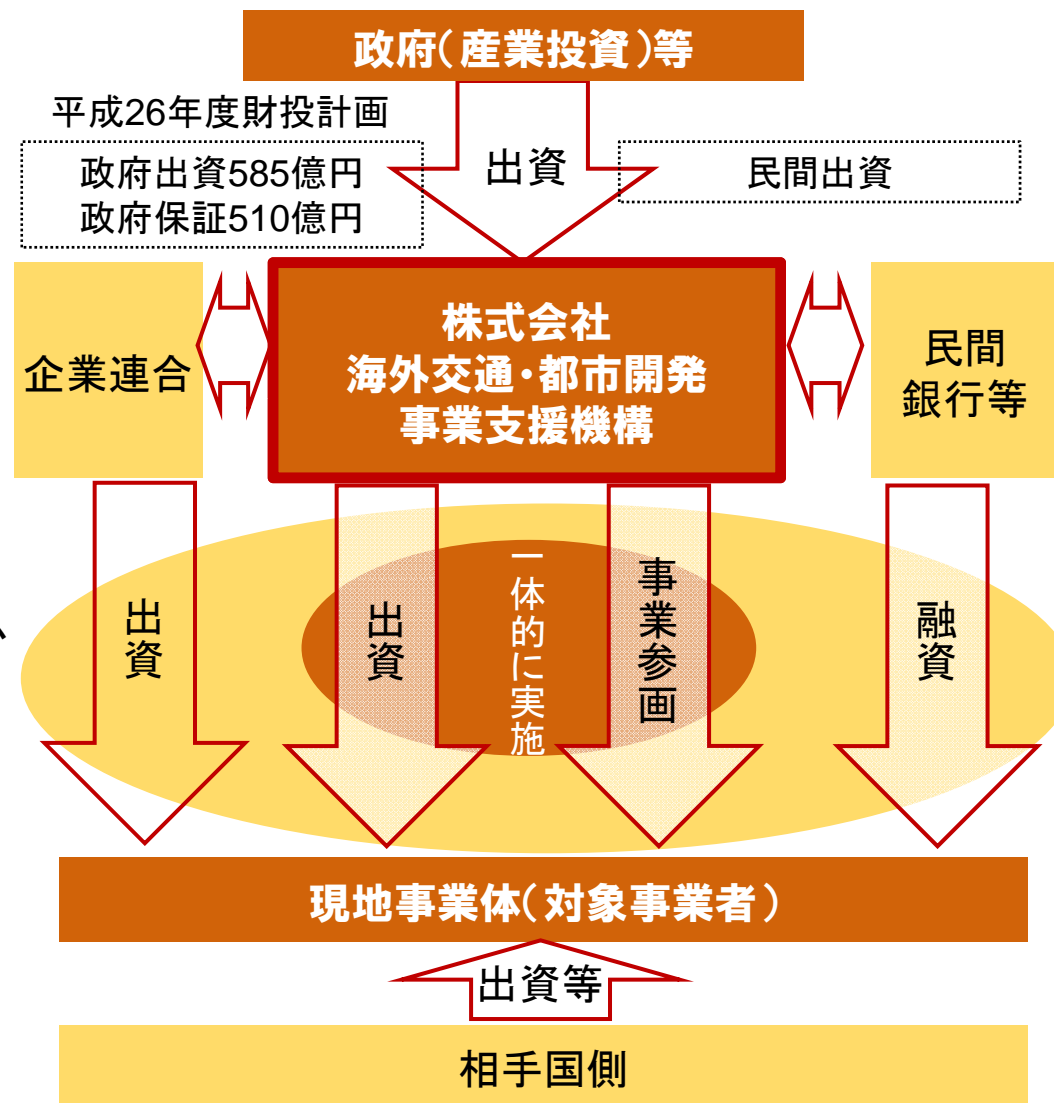
「株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法」案を国会提出中

機構の主な業務

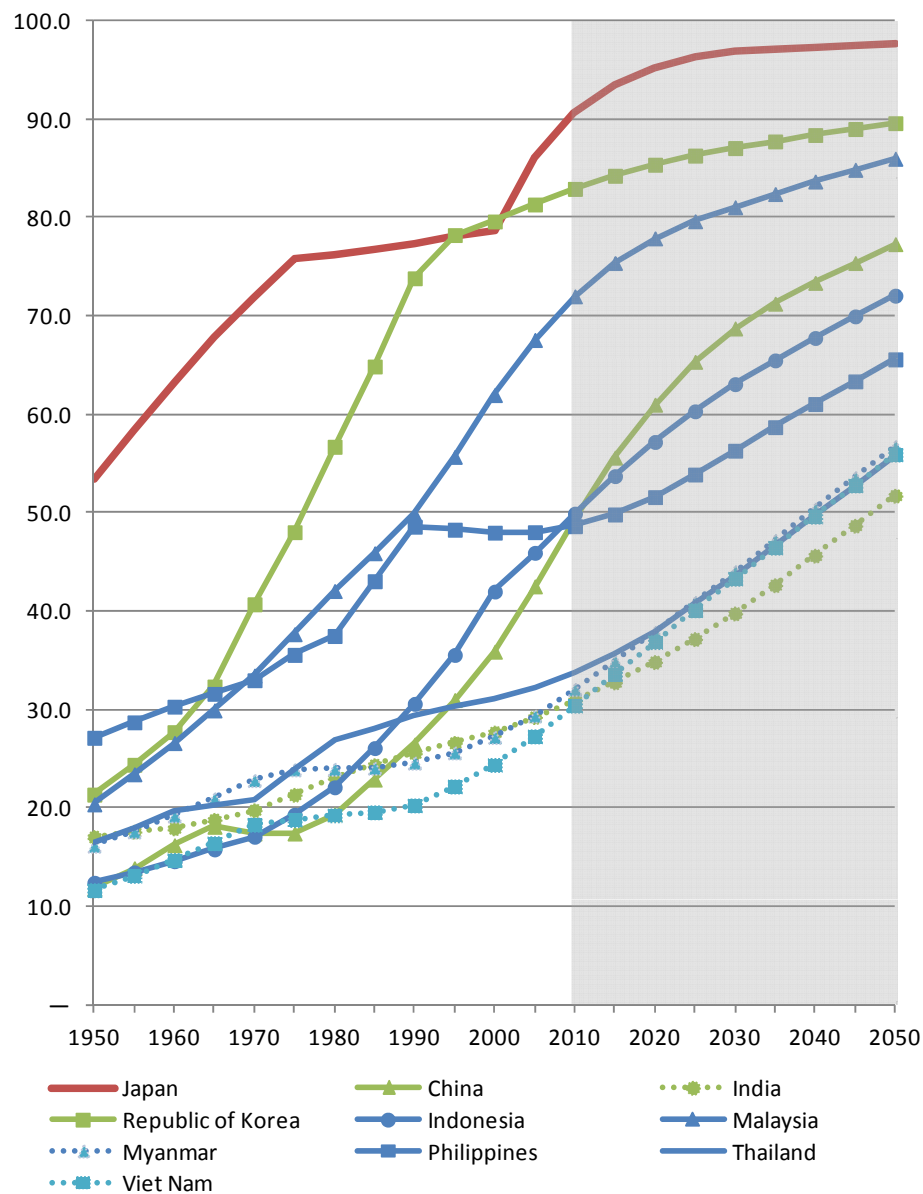
- 現地事業体への出資(民間との共同出資)
- 現地事業体への役員・技術者等の人材派遣
- 相手国側との交渉

主な対象事業

- 高速鉄道
- 都市鉄道、都市モノレール、新交通システム
- 高速道路、幹線道路
- バス事業
- 物流事業
- 船舶、海洋開発
- 港湾ターミナル
- 空港ターミナル
- 都市開発事業
- 住宅整備(ニュータウン開発等)事業
- その他関連事業

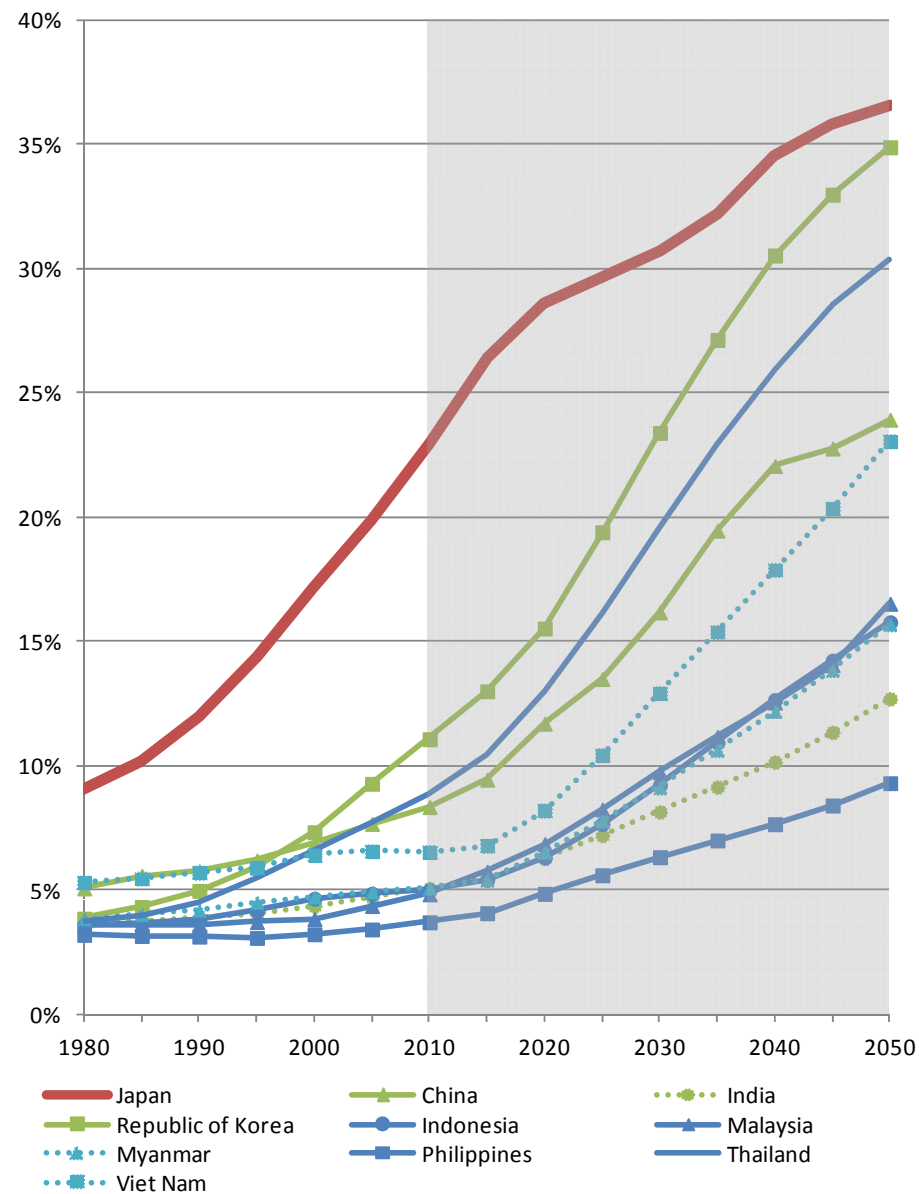


アジア主要国の都市化率の推移



出典: UN World Urbanization Prospect 2012 Revision

アジア主要国の高齢化率の推移



出典: UN World Population Prospects 2012 Revision